

第6回 秋田焼山火山噴火 緊急減災対策砂防計画検討委員会

＜本計画策定後の対応について＞



4.本計画策定後の対応について

4.火山噴火緊急減災対策砂防計画策定後の対応について

(1) 緊急時の役割区分

区分	実施機関	火山噴火緊急減災対策砂防計画上の 想定される役割
学識経験者	本検討会の委員	専門的見地からの助言
地方自治体	仙北市、鹿角市	警戒避難(災害対策基本法に基づく対応)
	秋田県(総合防災課、 河川砂防課)	土砂災害防止法に基づく緊急調査 緊急ハード対策、緊急ソフト対策の実施 監視観測結果の情報提供 警戒避難助言、気象観測
国機関 (砂防部局)	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	土砂災害防止法に基づく緊急調査 緊急ハード対策、緊急ソフト対策の支援等 監視観測結果の情報提供 警戒避難助言、気象観測
国機関(ダム管理)	東北地方整備局 玉川ダム管理所	ダム、中和処理施設の管理 水質調査
国機関(気象庁)	仙台管区气象台 秋田地方气象台	専門的見地からの助言 気象観測 火山観測および調査
国機関(林野庁)	秋田森林管理署 米代東部森林管理署	緊急ハード対策、緊急ソフト対策の実施 監視観測結果の情報提供
国機関(研究機関)	土木研究所(国総研)	専門的見地からの助言

- 噴火発生時に円滑に対応するためには、緊急時の役割分担を踏まえた準備を計画的かつ持続的に実行していくことが不可欠である。

4.火山噴火緊急減災対策砂防計画策定後の対応について

(2) 計画策定後の主な対応項目

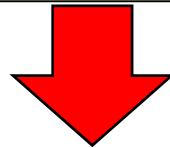
対応項目	対応の概要	主な対応機関
各機関の行動計画の具体化と共有及び実施	緊急ハード対策、ソフト対策に必要な資機材の備蓄や事前の準備	緊急減災対策実施機関 (国土交通省、林野庁、秋田県)
	噴火を想定した緊急時の対応・訓練等	すべての関係機関
	その他事前に可能な準備や調整	
避難計画の具体化と共有	火山防災マップを踏まえた避難計画の策定と共有	火山防災協議会
地域防災計画への位置づけの明確化	緊急減災対策、緊急調査と地域防災計画の整合を図る	秋田県、仙北市、鹿角市
噴火を想定した地域ぐるみの防災訓練等の実施	火山を対象とした地域ぐるみの防災訓練を継続的に実施	すべての関係機関
継続的な防災教育や防災広報活動	火山を対象とした地域ぐるみの防災訓練・教育を継続的に実施	

- 計画策定後は、計画的かつ継続的に噴火に備えた準備を実施することが重要である。
- より確実にを行うため、他火山あるいは他の災害と共有できる準備事項については、連携・調整するなどの効率的な取組も望まれる。

4.火山噴火緊急減災対策砂防計画策定後の対応について

(3) 関係機関の連携のために

火山噴火に対応する際には、学識経験者や関係機関の連携が不可欠



「顔の見える関係」を日頃から構築し、引き継いでいくことにより、情報共有や役割分担を確認・調整していく機会が必要

顔の見える関係の構築のため、例えば、

- 秋田焼山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会の継続
- 定期的に関係機関が会する場の設置
- 秋田焼山火山防災協議会の活用など